

Kanagawa Prefectural Goverment

## 目次

### 1 現状と課題

- (1) 本県における水資源と水利用
- (2) 水源環境保全・再生施策による成果と今後の課題

### 2 かながわ水源環境保全・再生基本計画

- (1) 水源環境保全・再生の基本的考え方
- (2) 森林関係事業
- (3) 水関係事業

### 3 第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（2027-2031）

- (1) 令和9年度以降に取り組む13事業
- (2) 安定的な財源の確保 –水源環境保全税–

# これまでの取組

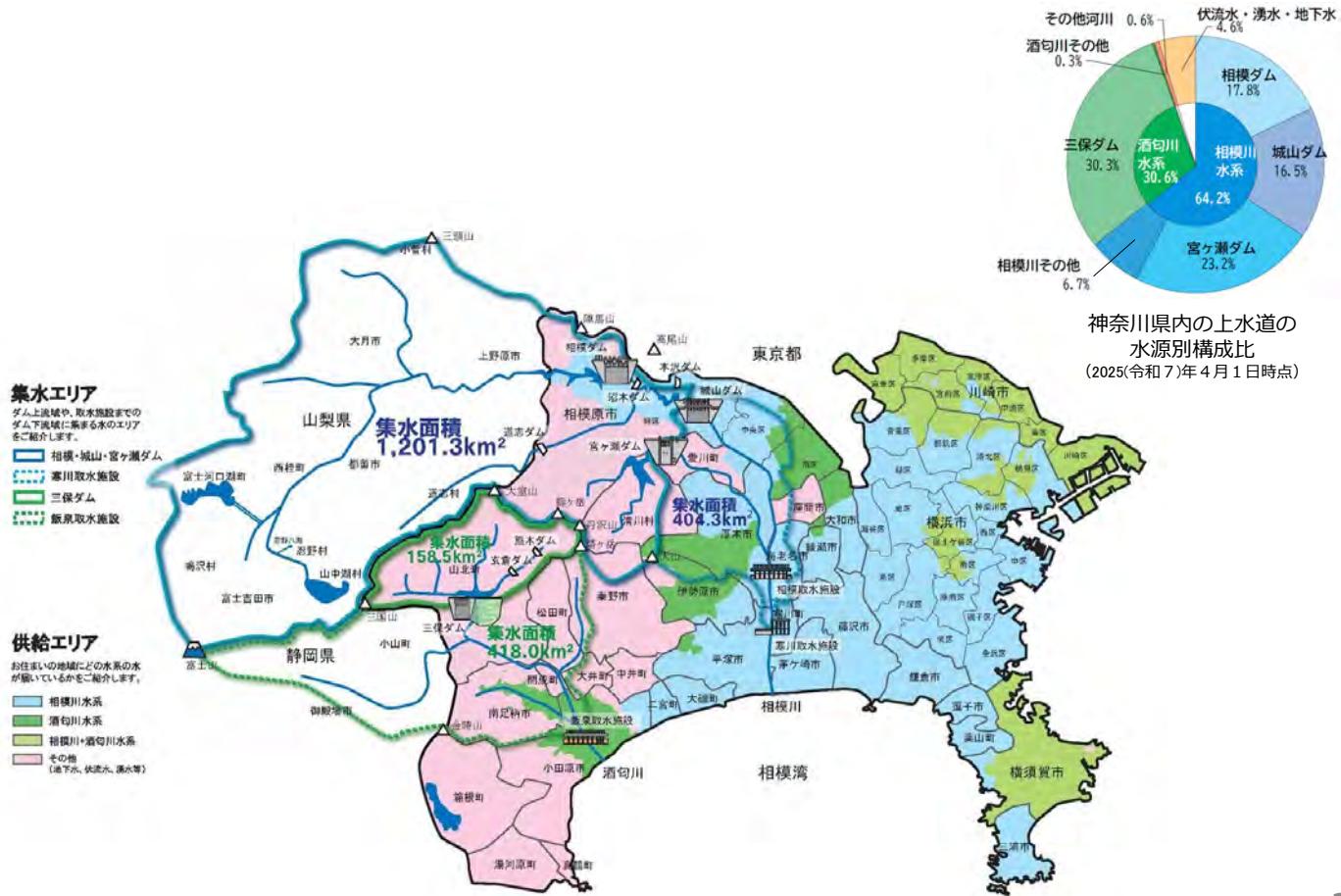
## (2007 (平成19) 年度～)



Kanagawa Prefectural Goverment

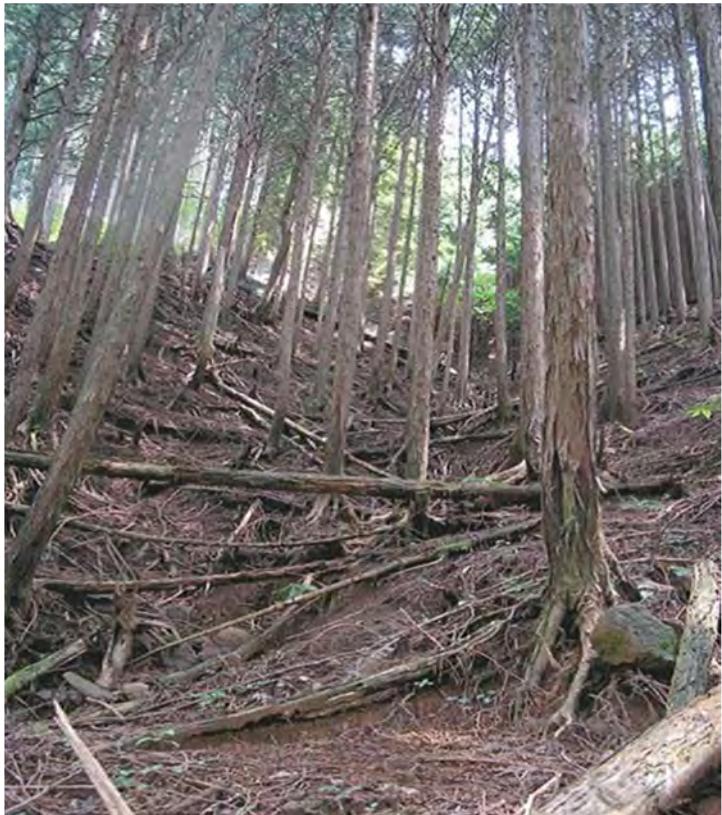
2

### (1) 本県における水資源と水利用 –神奈川県の水源–



3

## (2) 水源環境保全・再生施策による成果と今後の課題 - 施策導入の背景 -



Kanagawa P

森林の荒廃



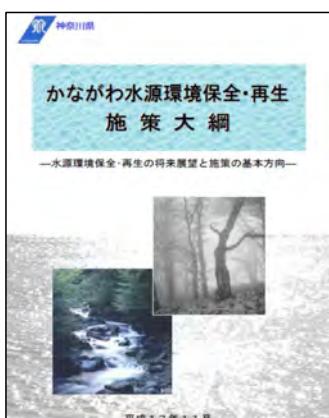
アオコの異常発生

4

## (2) 水源環境保全・再生施策による成果と今後の課題 - 新たな取組の検討 -

2005(平成17)年11月 「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を策定  
2007(平成19)年4月 新たな水源環境保全・再生の取組を開始

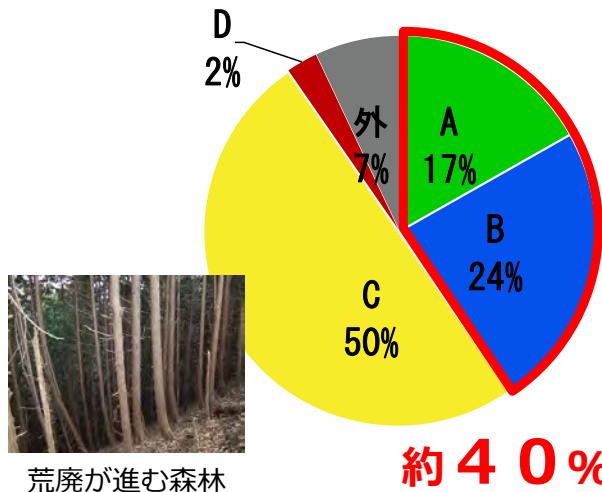
目的：将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保  
体系的な取組：水源環境保全・再生施策大綱及び 実行5か年計画



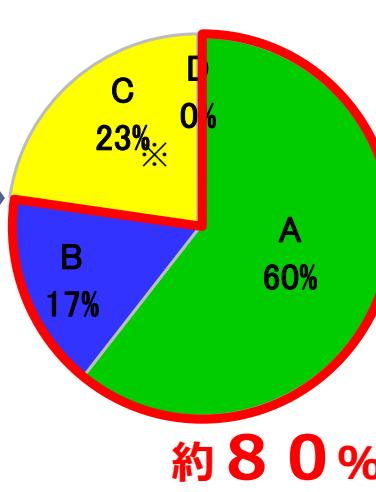
| 計画期間 | 実行計画の期間   |
|------|---|
|      | 第1期 2007(平成19)年度から2011(平成23)年度まで                        |
|      | 第2期 2012(平成24)年度から2016(平成28)年度まで                        |
|      | 第3期 2017(平成29)年度から2021(令和3)年度まで                         |
|      | 第4期 2022(令和4)年度から2026(令和8)年度まで                          |
|      | ※実行計画は、施策大綱の順応的管理の考え方に基づき、モニタリング調査と効果検証を行い、5年ごとに見直しをする。 |

## 手入れが行われている森林（人工林）の割合

2003（平成15）年度



2020（令和2）年度



適切に管理された森林

|      |                           |
|------|---------------------------|
| ランクA | 手入れが適正にされている森林            |
| ランクB | 手入れの形跡があるが、ここ数年間整備していない森林 |
| ランクC | 長期間手入れの形跡がなく、荒廃が進んでいる森林   |
| ランクD | 荒廃が進み、人工林として成林することが困難な森林  |
| ランク外 | 広葉樹林化が進んだ森林               |

私有林の重点的な整備及びシカ管理対策などにより、  
混交林や健全な人工林など適正に管理された森林が増加

6

(2) 水源環境保全・再生施策による成果と今後の課題  
- 施策による成果（森林整備による植生の回復状況） -

### 人工林における下層植生の推移



整備前（2012年）



整備後（2016年）

### 丹沢高標高域自然林における下層植生の推移



Kanagawa Pr シカ管理捕獲導入前(2006年)

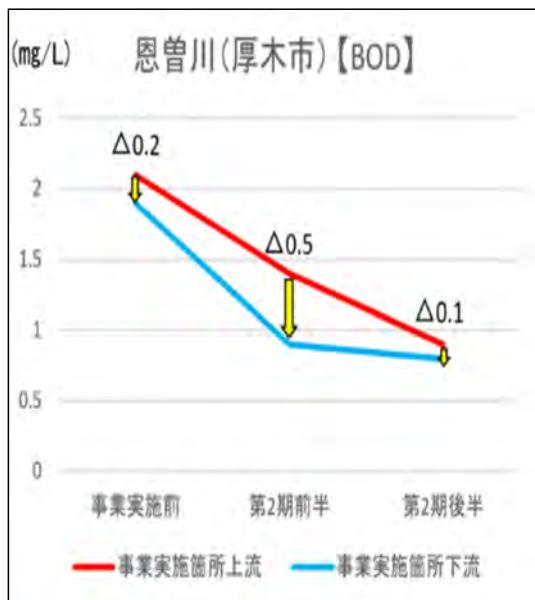


導入後12年経過(2023年)

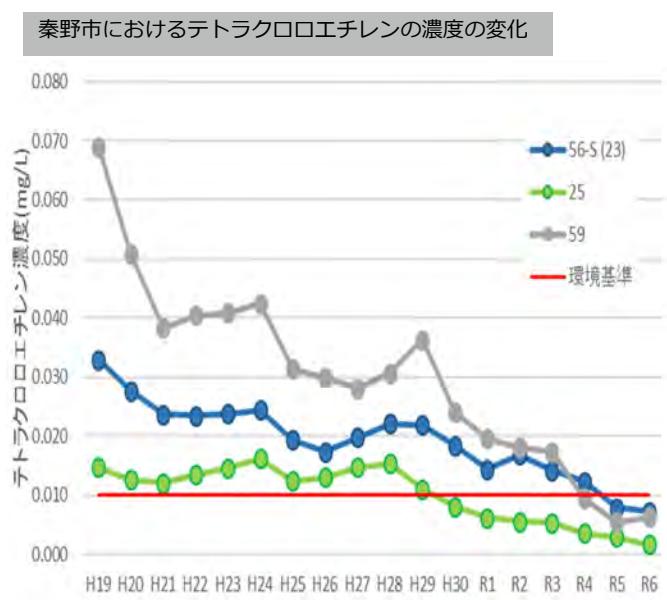
7

## (2) 水源環境保全・再生施策による成果と今後の課題 - 施策による成果（水環境の保全・再生） -

### 河川・水路の自然浄化対策



### 地下水保全対策



### BODの低下

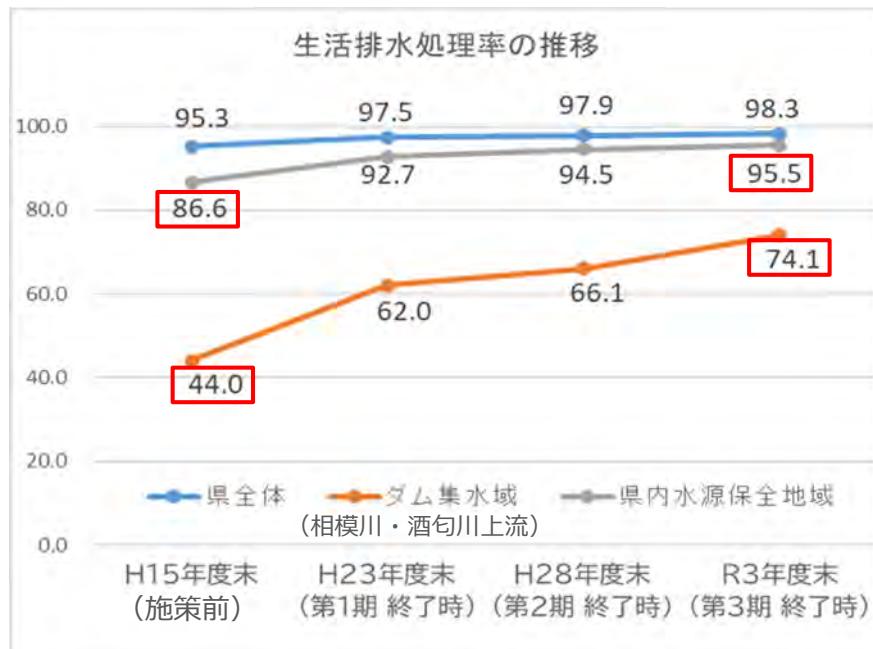
Kanagawa Prefectural Goverment

### 有機塩素系化学物質の濃度の減少

8

## (2) 水源環境保全・再生施策による成果と今後の課題 - 施策による成果（水環境の保全・再生） -

### 生活排水処理施設の整備促進



### 生活排水処理率の向上

Kanagawa Prefectural Goverment

9

## アオコの発生抑制（相模湖）



2006（平成18）年



現在

アオコの異常発生なし

Kanagawa Prefectural Goverment

10

## (2) 水源環境保全・再生施策による成果と今後の課題 - 施策による成果（良質な水の安定的確保） -

### 取水制限の状況

### 相模川水系3ダムの合計貯水量（推移）

|       | 利根川 | 神奈川県 |
|-------|-----|------|
| 2012年 | 23日 |      |
| 2013年 | 57日 |      |
| 2016年 | 79日 | なし   |

【参考】2016年夏（利根川渇水）

|       | 一都5県                     | 神奈川県                  |
|-------|--------------------------|-----------------------|
| ダム貯水率 | 利根川水系8ダム<br><b>38.5%</b> | 相模湖ほか3湖<br><b>94%</b> |



施策開始以降、取水制限なし

Kanagawa Prefectural Goverment

11

## [今後の課題]

回復した水源環境の維持及び公益的機能の持続的な発揮

### <森林関係事業>

- ・森林の基盤整備（シカの管理捕獲、土壤流出防止対策など）
- ・公益的機能を発揮できる森林づくり（間伐等の森林整備など）など

### <水関係事業>

- ・河川・水路の自然浄化対策（未整備区間）
- ・地下水モニタリングの充実（PFAS対応）
- ・生活排水処理率の向上 など

### <環境や社会の変化に対応する事業>

- ・施策開始当初に想定していなかった「環境の変化」や、「生物多様性の保全」や「脱炭素社会の実現」など、持続可能な社会の形成につながる事業の実施

12

2027（令和9）年度以降の

新たな取組（新計画）



## 1 現状と課題

- (1) 本県における水資源と水利用
- (2) 水源環境保全・再生施策による成果と今後の課題

## 2 かながわ水源環境保全・再生基本計画

- (1) 水源環境保全・再生の基本的考え方
- (2) 森林関係事業
- (3) 水関係事業

## 3 第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（2027-2031）

- (1) 令和9年度以降に取り組む13事業
- (2) 安定的な財源の確保－水源環境保全税－

## （1）水源環境保全・再生の基本的考え方

### ＜目的＞

「将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保」を目的として、回復した水源環境の維持及び機能を発揮させるため、引き続き、水源環境保全・再生に資する取組を推進します。

### ＜理念＞

水源環境は県民共有の財産であり、県民全体で守っていかなければならぬという理念のもと、水源環境の公益的機能を維持・発揮する取組を推進します。

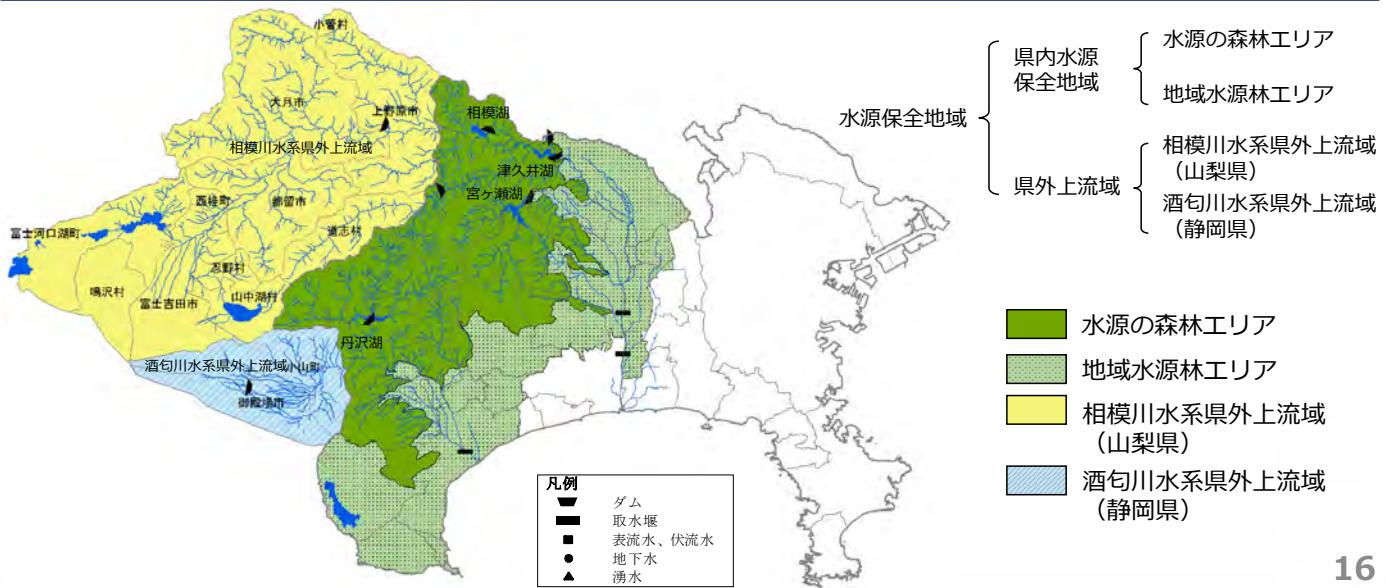
### ＜施策推進に当たっての基本的な考え方＞

- ・森林や河川を社会的共通資本ととらえ、多面的機能を確実に発揮することを目的として、順応的管理の考え方に基づき、長期的な展望を持って施策を展開します。
- ・森林や河川が有する公益的機能を発揮できるようにすることで、頻発化する自然災害への対応や生物多様性の保全など、新たな課題にも寄与することができる施策を推進します。

# (1) 水源環境保全・再生の基本的考え方

## <対象地域>

- 水源環境保全・再生施策は、主として、県外上流域を含めたダム上流域を中心に、河川水及び地下水の取水地点の集水域全体（水源保全地域）で展開します。
- 水源環境保全・再生を支える活動である普及啓発事業などについては、県民全体で水を守る観点から、県全域で展開します。



16

# (1) 水源環境保全・再生の基本的考え方

## <計画期間>

- 水源環境を保全・再生するためには、長期にわたる継続的な取組が必要であることから、**全体計画期間を2027（令和9）年度からの20年間**とし、基本計画において取組の基本方針を示します。
- モニタリング調査による施策実施効果の検証を踏まえて定期的に事業内容等の見直しを図るため、**5年ごとに実行計画を策定**し、見直しを行ながら効果的な施策展開を図ります。

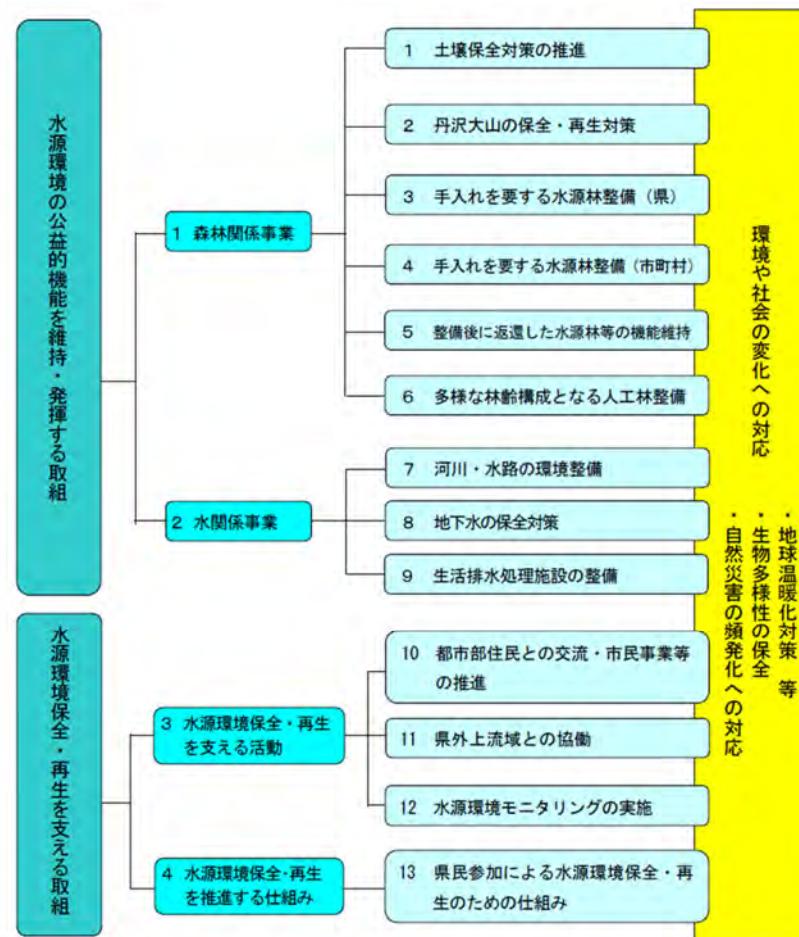
## <施策体系>

- 水源環境の公益的機能を維持・発揮する取組は、単一の対策では効果を上げることはできません。そのため、総合的・体系的な対策に県や市町村、NPO等で連携して取り組むとともに、新たなデジタル技術を積極的に取り入れ、「森林DX」を推進しながら、効果的・効率的な施策推進を図ります。

# (1) 水源環境保全・再生の基本的考え方

<施策体系>

Kanagawa Prefectural Government



18

## (2) 森林関係事業

<将来像> 機能回復した森林の維持と公益的機能の持続的な発揮

現行

### 第1ステージ: 荒廃した水源環境の保全・再生

R.8までの20年間の施策展開により、荒廃した森林に対する間伐など  
緊急的な対策（加速化）は概ね終了（機能の回復）

広葉樹林  
・土壤保全等の適切な  
管理により、  
活力ある森林へ再生

荒廃人工林  
(林道から概ね200m以遠)  
※森林資源として採算性低い  
・強度の間伐を繰り返し、  
針広混交林に誘導することで、  
公益的機能の向上を図る

荒廃人工林  
(林道から概ね200m以内)  
※森林資源として活用可能  
・公益的機能の向上とともに  
森林資源の持続的な利用を  
図る



森林の多面的機能が發揮できる状態へと移行

#### <施策開始当初は予測できなかつた課題>

- 気候変動に伴う自然災害の頻発化・激甚化
- 花粉発生源対策に対する社会的ニーズ
- 集落周辺の里山林等新たな荒廃への懸念
- 生物多様性の保全への機運の高まり
- 脱炭素社会の実現



Kanagawa

19

## (2) 森林関係事業

＜将来像＞ 機能回復した森林の維持と公益的機能の持続的な発揮

令和9年度以降

### 第2ステージ：機能回復した森林の維持と公益的機能の持続的な発揮



Kanagawa Prefectural Government

20

## (2) 森林関係事業 – 施策展開の方向性 –

### (1) 公益的機能の持続的な発揮に向けた森林づくり

施策展開の方向性

- 水源の森林づくり事業における公的管理森林の契約期間満了までの継続した森林の整備
- 環境林の状態把握や状態に応じた必要な整備など、目標林型への誘導や公益的機能の維持・発揮を図るために必要な森林の管理・整備
- 水源環境に配慮した多様な林齢からなる人工林の整備

### (2) 水源環境を取り巻く環境や社会の変化に応じた水源保全地域全体の森林の整備・管理

施策展開の方向性

- 土壤保全対策等これまでの取組の充実強化と併せ、自然災害の未然防止や被災箇所の早期復旧など、自然災害の頻発化・激甚化に対応した森林管理の推進
- 鳥獣の出没や放置竹林、里山保全など多様化する水源林の保全に係る地域課題を包含し、生物多様性の保全にも配慮した水源環境の持続的な管理
- 水源環境に配慮した多様な林齢からなる人工林の整備(再掲)

Kanagawa Prefectural Government

21

## (2) 森林関係事業 - 施策展開の方向性 -

### (3) 多様な主体による水源環境の維持・管理

#### 施策展開の方向性

- 森林資源として活用可能な森林にあっては、**施業の集約化と支援**により、林業事業体による継続した管理を推進
- 水源かん養等の公益的機能の発揮を重視した森林の保全・再生を進めてきた森林にあっては、中高標高域や里山林、集落周辺等の地域特性を踏まえつつ、それぞれの地域で活動している多様な主体による管理・整備を推進
- 多様な主体による持続的な森林管理を推進していくため、水源保全地域の森林を活用した新たな価値創造の取組を推進

### (4) 地域特性に応じた森林の整備

#### 施策展開の方向性

- これまで取り組んできた地域特性に応じた森林づくりを継承し、**地形や立地条件、植生さらには野生動物等の生息状況等に応じた適切な森林整備を進めるとともに**、水源保全地域の市町村が抱える地域の課題やビジョンとも連関して、それぞれの森林が期待される機能にふさわしい森林づくりを目指します。

## (2) 森林関係事業

### <課題>

- ・ **契約期間が残る公的管理森林への対応**
- ・ **シカ管理の継続**
- ・ **地域水源林整備の継続、充実（里山林整備等）**
- ・ **多様な林齢構成となる人工林整備（植替え）**
- ・ **返還森林等の管理**
- ・ **自然災害の頻発化・激甚化への対応**
- ・ **新たな社会的ニーズへの対応（生物多様性の保全等）**

## (2) 森林関係事業 – 20年間の具体的な取組 –

### (1) 土壤保全対策の推進

- ・水源林の基盤の整備、水源返還林等の土壤保全対策の実施など

### (2) 丹沢大山の保全・再生対策

- ・中高標高域におけるシカ管理の推進など

### (3) 手入れを要する水源林整備（県）

- ・契約期間が残る協定林等の整備、かながわ森林塾の実施など

### (4) 手入れを要する水源林整備（市町村等）

- ・契約期間が残る協定林の整備
- ・私有林の確保・整備及び市町村有林の整備
- ・集落周辺の里山林整備
- ・地域固有の課題に応じた森林整備等

## (2) 森林関係事業 – 20年間の具体的な取組 –

### (5) 整備後に返還した水源林等の機能維持

- ・森林DXの推進（環境林の状態把握）
- ・環境林における所有者による森林管理への支援など

### (6) 多様な林齢構成となる人工林整備

- ・間伐等森林の整備（契約期間が残る長期施業受委託森林の森林整備等）
- ・水源環境に配慮した植替えの実施
- ・伐採木・間伐材搬出への支援
- ・かながわ森林塾の実施（再掲）など

## (3) 水関係事業

<将来像>

### ■自然浄化機能の高い河川・水路

河川や水路において、**水辺の生態系を保全・再生**することにより、**自然浄化機能を高め**、環境と調和した持続的な水利用を目指します。

### ■地下水汚染のない水道水源地域と持続可能な地下水利用

地下水を水道水源として利用している地域において、地下水の適正な利用と保全により、将来にわたり地下水利用や環境面に影響のない**水位レベルを維持**し、持続的な水利用を目指します。また、地下水を水道水源として利用している地域内において、**地下水の水質が環境基準以下の数値となることを目指します。**

### ■ダム湖・河川への水質汚濁負荷の軽減

水道水源となるダム湖や河川への生活排水の流入を抑制し、水質汚濁負荷を軽減することにより、水質を改善し、**通常の浄水操作**により**水道原水として安定的かつ持続的に利用できるようにします。**

## (3) 水関係事業

<課題>

### ■河川・水路の自然浄化対策

- ・整備対象河川等における**未整備区間への対応**
- ・機能不全となっている自然浄化施設の機能回復

### ■地下水の保全対策

- ・地下水汚染対策やかん養対策、モニタリング等の継続
- ・**地下水モニタリングの充実 (PFAS対応等)**

### ■生活排水処理施設の整備促進

- ・相模川水系・酒匂川水系への水質汚濁負荷対策
- ・県内ダム集水域の**生活排水処理率の向上**

## (3) 水関係事業 – 20年間の具体的な取組 –

### ■ 河川・水路の環境整備

- ・河川・水路における自然浄化機能の向上
- ・河川・水路の自然浄化機能の保全

### ■ 地下水の保全対策

- ・地下水かん養対策
- ・地下水汚染対策
- ・地下水モニタリング（地下水中のPFAS調査を含む）

### ■ 生活排水処理施設の整備

- ・合併処理浄化槽の整備促進
- ・高度処理型合併処理浄化槽の維持管理支援

## 目次

### 1 現状と課題

- (1) 本県における水資源と水利用
- (2) 水源環境保全・再生施策による成果と今後の課題

### 2 かながわ水源環境保全・再生基本計画

- (1) 水源環境保全・再生の基本的考え方
- (2) 森林関係事業
- (3) 水関係事業

### 3 第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（2027-2031）

- (1) 令和9年度以降に取り組む13事業
- (2) 安定的な財源の確保－水源環境保全税－

# (1) 令和9年度以降に取り組む13事業

|   |                            |
|---|----------------------------|
| 森林関係事業<br>計 215億6,200万円                           | 1 土壤保全対策の推進                |
|   | 2 丹沢大山の保全・再生対策             |
|   | 3 手入れを要する水源林整備（県）          |
|   | 4 手入れを要する水源林整備（市町村）        |
|   | 5 整備後に返還した水源林等の機能維持        |
|   | 6 多用な林齢構成となる人工林整備          |
| 水関係事業<br>計 33億5,200万円                             | 7 河川・水路の環境整備               |
|   | 8 地下水の保全対策                 |
|   | 9 生活排水処理施設の整備              |
| 水源環境保全・再生を支える活動／水源環境保全・再生を推進する仕組み<br>計 17億9,500万円 | 10 都市部住民との交流・市民事業等の推進      |
|   | 11 県外上流域との協働               |
|   | 12 水源環境モニタリングの実施           |
|   | 13 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み |

合計13事業 総事業費 267億900万円（単年度平均 53億4,200万円）

うち水源環境保全税充当額 200億5,900万円（単年度平均 40億1,200万円）

Kanagawa Prefectural Government

30

# (1) 令和9年度以降に取り組む13事業

## 1 土壤保全対策の推進

18.4億円

土壤保全対策等これまでの取組の充実強化と併せ、気候変動に伴う自然災害の未然防止や被災箇所の早期復旧など、自然災害の頻発化・激甚化に対応した森林管理の推進を図ります。

- ① 水源林の基盤の整備
- ② 高標高域人工林の土壤保全対策
- ③ 登山道及びその周辺等の土壤保全対策



県内水源保全地域



災害に強い水源林



水源林の基盤整備

Kanagawa Prefectural Government

31

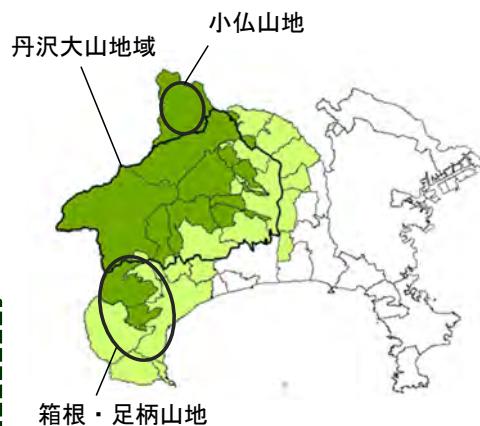
# (1) 令和9年度以降に取り組む13事業

## 2 丹沢大山の保全・再生対策

21. 2億円

水源の保全上重要な丹沢大山を中心として、シカ管理（シカ管理捕獲、森林管理者等多様な主体によるシカ管理）による林床植生の衰退防止やブナ林等森林生態系のモニタリングに取り組むことで、森林土壤の保全や生物多様性の保全、水源かん養などの公益的機能の高い森林を目指します。

- ① 中高標高域におけるシカ管理の推進
- ② 奥山域における森林生態系モニタリング
- ③ 県民連携・協働事業



32

# (1) 令和9年度以降に取り組む13事業

## 3 手入れを要する水源林整備(県)

66. 5億円

契約期間が残る協定林や県営林等、県が管理している森林の状況に応じた適切な管理・整備を進めることで、水源かん養など森林の持つ公益的機能を向上させ、「豊かで活力ある森林」を持続させます。

- ① 水源の森林づくり事業における水源協定林等の整備
- ② かながわ森林塾の実施
- ③ 県が管理する森林の整備



33

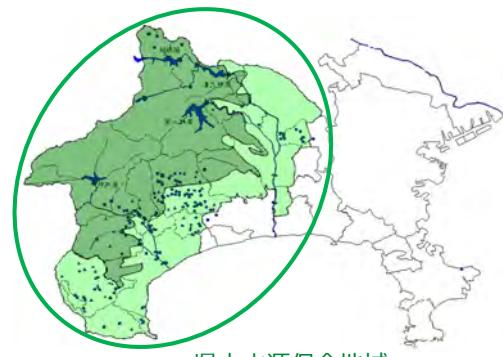
# (1) 令和9年度以降に取り組む13事業

## 4 手入れを要する水源林整備（市町村）

39.2億円

手入れが必要な地域水源林において、市町村が主体的に取り組む森林整備を推進することで、**集落周辺の里山林等**における地域特有の課題等に対処し、水源かん養をはじめとする公益的機能の発揮を図ります。

- ① 市町村が実施する私有林の確保・整備及び市町村有林の整備
- ② 集落周辺の里山林整備など地域特有の課題等に応じた森林整備  
(危険木の伐採やヤブ化の解消など)



県内水源保全地域



活力ある里山林



整備前の森林の状況



整備後の状況

34

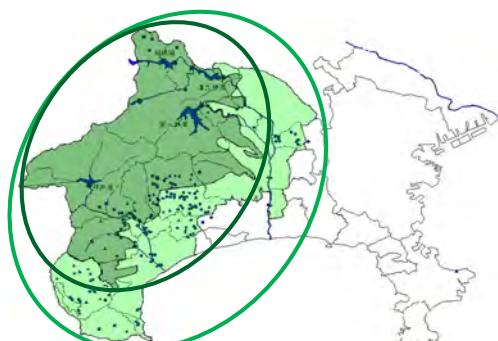
# (1) 令和9年度以降に取り組む13事業

## 5 整備後に返還した水源林等の機能維持

12.3億円

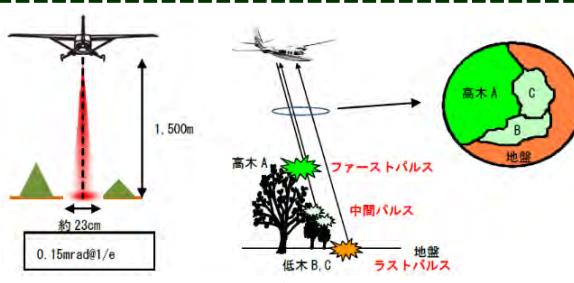
水源返還林を含む環境林について、航空レーザ測量などのデータを活用しながら**状態把握**を行うとともに、**状況に応じ必要な森林管理・整備**を行うことで、針広混交林などの目標林型への誘導や森林が持つ公益的機能の維持・発揮を図ります。

- ① 環境林の状態把握
- ② 環境林における巡視・土壌保全対策の実施  
(市町村や林業事業体と連携を図りながら、**森林所有者が適切な森林管理を継続できるようにするための仕組みを構築**)



①県内水源保全地域

②水源の森林エリア



航空レーザ測量の仕組み



微地形表現図

35

# (1) 令和9年度以降に取り組む13事業

## 6 多用な林齢構成となる人工林整備

58.0億円

公益的機能を損なわないよう配慮しながら、計画的に植替えを行い、林齢構成の多様化を図るとともに、様々な段階の森林整備技術を承継し、人材を育成することで、**長期的視点での公益的機能の持続的な発揮を目指します。**

- ① 間伐等森林の整備（契約期間が残る長期施業受委託森林の森林整備等）
- ② 水源環境に配慮した植替えの実施
- ③ 木材搬出への支援



Kanagawa Prefectural Government

健全な人工林



森林（人工林）の世代交代

36

# (1) 令和9年度以降に取り組む13事業

## 7 河川・水路の環境整備

14.8億円

相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域に位置する河川等において、**生態系による自然浄化や水循環の機能を高めることで、水源水質の維持・向上を目指します。**

- 河川・水路における自然浄化機能の向上等



相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域



河川整備前の状況

整備後：自然石を配置するなどの整備を行い、自然浄化機能が向上

Kanagawa Prefectural Government

37

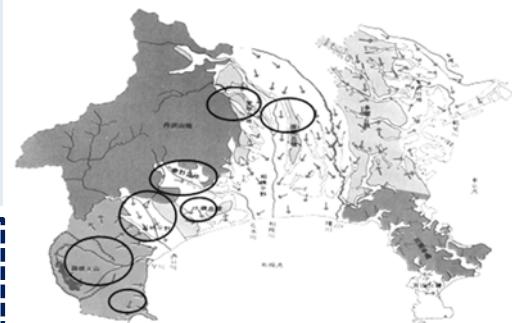
# (1) 令和9年度以降に取り組む13事業

## 8 地下水の保全対策

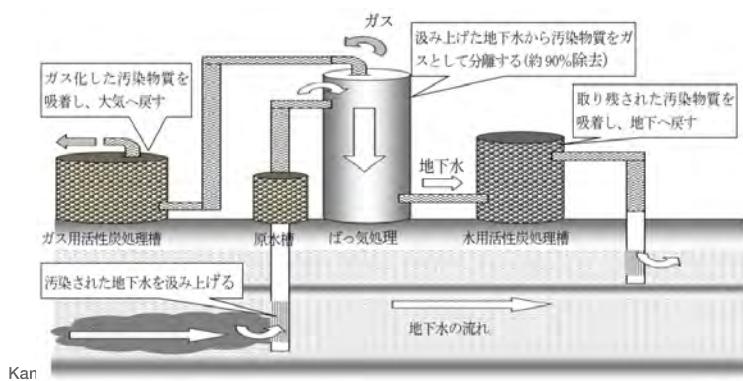
7. 3億円

地下水を主要な水道水源として利用している地域において、それぞれの地域特性に応じて市町村が主体的に行う地下水かん養や水質保全等の取組を促進し、持続可能な地下水利用や地下水汚染のない水道水源地域の実現を目指します。

- ① 地下水かん養対策
- ② 地下水汚染対策
- ③ 地下水モニタリング  
(地下水中のPFAS調査を含む)



地下水を主要な水道水源としている地域



地下水浄化施設

38

# (1) 令和9年度以降に取り組む13事業

## 9 生活排水処理施設の整備

11. 4億円

相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域において、県民の水がめであるダム集水域を中心に、生活排水由来の汚濁負荷軽減対策を推進し、水道水源となるダム湖・河川の汚濁負荷削減を図ります。

- ① 合併処理浄化槽の整備促進
- ② 高度処理型合併処理浄化槽の維持管理支援



相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域



合併処理浄化槽の整備状況

# (1) 令和9年度以降に取り組む13事業

## 10 都市部住民との交流・市民事業等の推進

8. 1億円

水源地域と都市部住民との交流事業の実施や市民団体等への支援、県民参加の機会の創出に取り組むことで、県民全体でかながわの水源環境を支えていく機運を醸成します。

- ① 都市部住民との交流事業の実施
- ② 市民事業の推進
- ③ 県民参加の森林づくり活動等への支援



市民団体等への支援



県民参加の森林づくり活動（植樹）の様子

Kanagawa Prefectural Government

40

# (1) 令和9年度以降に取り組む13事業

## 11 県外上流域との協働

1. 0億円

本県の主要な水源河川である相模川と酒匱川の上流域は、それぞれ山梨県と静岡県にあることから、県域を越えた上流域対策に取り組むことで、流域全体の環境保全を図ります。

- ① 相模川水系上流域対策の推進
- ② 酒匱川水系上流域の現状把握



整備前



森林整備により明るくなつた林内

Kanagawa Prefectural Government

41

## (1) 令和9年度以降に取り組む13事業

## 12 水源環境モニタリングの実施

「順応的管理」の考え方に基づき、事業実施と並行して、水源環境全般にわたる調査を実施し、**事業の効果と影響を把握**しながら評価と見直しを行うことで、柔軟な施策の推進を図ります。

- ① 森林のモニタリング調査
  - ② 河川のモニタリング調査



## 森林のモニタリング調査



## 河川のモニタリング調査

Kanagawa Prefectural Goverment

42

## （1）令和9年度以降に取り組む13事業

## 13 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み

1. 4 億円

水源環境保全・再生施策について、計画、実施、評価、見直しの各段階に県民意見を反映させ、県民が主体的に事業に参加し、県民の意志を基盤とした施策の展開を図ります。

- ## ○ 「水源環境保全・再生かながわ県民会議」の運営等



## 事業モニターの実施



県民フォーラムの開催



もり・みずカフテの開催



## 水源施策の普及・啓発



## 施策の点検・評価（意見書の手交）

Kanagawa Prefectural Gover

43

## (2) 安定的な財源の確保－水源環境保全税－

- 充実・強化した取組を体系的に、かつ長期にわたって継続的に推進していくために、  
**安定的な財源の確保が必要**
- 水源環境保全・再生の取組は、**県民全体で考え、支えていくことが必要**

### 個人県民税（均等割・所得割）による超過課税

均等割：多くの県民の皆様に等しく御負担いただくという観点から望ましいこと

所得割：均等割のみの場合、低所得者層の税負担割合が相対的に重くなる「負担の逆進性」が強くなることから、その緩和を図りつつ、必要な規模の財源を確保できること

- 令和9年度から令和13年度までの税率

| 区分  | 県民税            |              | (参考)            |           |
|-----|----------------|--------------|-----------------|-----------|
|     | 標準税率           | 上乗せ率         | 市町村民税<br>(標準税率) | 住民税<br>合計 |
| 均等割 | 年1,000円        | <b>年300円</b> | 年3,000円         | 年4,300円   |
| 所得割 | 政令市に住所がある方     | 2 %          | <b>0.018%※</b>  | 8 %       |
|     | その他の市町村に住所がある方 | 4 %          | <b>0.018%※</b>  | 6 %       |

- 水源環境保全・再生のための平均負担額・・・**年額 780円**（納税者1人当たり）
- 税収規模・・・**年額 40 億円**（5年間で約200億円）
- 個人県民税の超過課税の税収は、令和8年度までと同様、特別会計内に設置した基金で管理し、使途の明確化を図ることとします。

※ 県民税の所得割の上乗せ率については、令和8年度まで0.025%となっています。

44

## 参考：森林環境譲与税等との棲み分け

### 両税の使途（イメージ）

#### 水源環境保全税（H19年度～）

＜目的：良質な水の安定的確保＞

##### ＜使途＞

- 伐採木の搬出
- 河川・水路の環境整備
- 地下水の保全対策
- 生活排水処理施設の整備

納税者1人当たり年平均780円※3

#### 森林環境譲与税（R元年度～）

＜目的：森林吸収源対策等＞

##### ＜使途＞

- 天然林、竹林の整備※2
- 木材利用の促進
- 担い手の育成・確保
- 普及・啓発

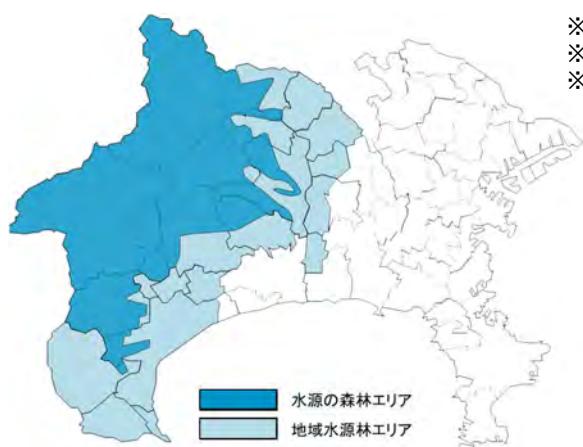
・人工林の整備  
(水源保全地域外)

森林環境税として、納税者1人当たり年1,000円（R6年度～徴収）

※1 小規模な人工林の整備は、森林環境譲与税を活用。

※2 水源施策に資する天然林、竹林の整備は、水源環境保全税を活用。

※3 令和8年度までは納税者1人当たり年平均880円となっています。



Kanagawa Prefectural Government

#### 横浜みどり税（H21年度～）

＜目的：市内の緑の保全・創造＞

##### ＜使途＞

- 樹林地・農地の確実な担保
- 身近な緑化の推進
- 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

納税者1人当たり年900円

45

**良質な水を育む「豊かな水源環境」は、  
県民全体のかけがえのない財産です。**

回復した水源環境をしっかりと守り、  
次世代に引き継いでいくため、  
引き続き、水源環境の保全・再生に  
取り組んでいきます。